３　施行令第二十七条の十二第四項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項又は第二項に規定する法人の同条第一項に規定する特定建物等に係る同項に規定する特定業務施設（当該法人が当該特定業務施設（同項に規定する特定業務施設をいう。以下この項及び第五項において同じ。）を二以上有する場合には、当該二以上の特定業務施設のうちいずれか一の特定業務施設）の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（法第四十二条の十二第四項に規定する離職者（施行令第二十七条の十二第六項の規定の適用がある場合における同項に規定する離職者を含む。）がいないことを確認できるものに限る。）の写しとする。

４　施行令第二十七条の十二第六項に規定する財務省令で定める理由は、同項の被合併法人等の都合による労働者の解雇とする。

５　施行令第二十七条の十二第七項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項又は第二項に規定する認定（これらの規定に規定する変更の認定を含む。）に係る同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（施行令第二十七条の十二第七項に規定する特定建物等に係る特定業務施設が記載されているものに限る。）の写しとする。

第二十条の十第一項中「第四十二条の十二の五第二項第三号ロ」を「第四十二条の十二の五第一項第二号ロ」に改め、「第八条第一項第三号」の下に「又は第三号の二」を加え、同条第二項中「第四十二条の十二の五第三項第三号イ」を「第四十二条の十二の五第二項第二号イ」に改め、同条第三項中「第四十二条の十二の五第三項第三号ハ」を「第四十二条の十二の五第二項第二号ハ」に、「又は第三号」を「から第三号の二まで」に改め、同条第四項中「第二十七条の十二の五第七項」を「第二十七条の十二の五第六項」に改め、同条第五項から第八項までを削る。

第二十条の十の二第六項第一号中「同条第二項」を「第二項」に改める。

第二十条の二十二を削り、第二十条の二十三を第二十条の二十二とする。

第二十一条の十八の二第三項中「農用地等（施行令第三十七条の二第一項に規定する農用地等をいう。）」を「施行令第三十七条の二第一項各号に掲げる固定資産」に改める。

第二十一条の十九第二項第六号を削り、同項第五号中「第六十二条の三第四項第五号」を「第六十二条の三第四項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第六十二条の三第四項第四号」を「第六十二条の三第四項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第六十二条の三第四項第三号」を「第六十二条の三第四項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の二中「第六十二条の三第四項第二号の二」を「第六十二条の三第四項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第七号イ中「第三十八条の四第十七項各号」を「第三十八条の四第十五項各号」に改め、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　法第六十二条の三第四項第九号の二に掲げる土地等の譲渡　当該土地等の買取りをする同号に規定する承認地域経済牽引事業用地整備者から交付を受けた次に掲げる書類

イ　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の二第三項の都道府県知事又は同条第五項の経済産業大臣の当該土地等の買取りに係る同条第一項に規定する地域経済牽引事業用地整備計画が同条第三項若しくは第五項又は同法第十二条の三第一項の承認を受けたものである旨を証する書類の写し

ロ　経済産業大臣の当該土地等に係る法第六十二条の三第四項第九号の二に規定する承認地域経済牽引事業用地整備（ハにおいて「承認地域経済牽引事業用地整備」という。）が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四に規定する基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものである旨を証する書類の写し

ハ　当該土地等の買取りをする者の当該土地等を承認地域経済牽引事業用地整備の用に供するために買い取つた旨を証する書類

第二十一条の十九第二項第十号イ中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第三十八条の四第十九項」を「第三十八条の四第十七項」に改め、同号ロ中「隣接施行敷地」を「隣接施行建替事業」に、「マンション再生事業」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「第三十八条の四第十八項」を「第三十八条の四第十六項」に改め、同号ハ中「隣接施行敷地権」を「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行マンションが」を「建替前マンションが」を「建替前マンション又は同号に規定する滅失したマンションで同号に規定する再建敷地の上に存していたものが」に、「第三十八条の四第二十項」を「第三十八条の四第十八項」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「同条第十九項」を「同条第十七項」に、「施行マンションの」を「建替前マンション又は当該滅失したマンションの」に改め、同項第十一号中「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に、「認定買受計画に第六項」を「認定除却等計画又は第六項に規定する計画に第七項」に、「当該記載」を「これらの計画に記載」に改め、同項第十二号イ中「第三十八条の四第二十三項各号」を「第三十八条の四第二十一項各号」に改め、同号ロ中「第三十八条の四第二十四項各号」を「第三十八条の四第二十二項各号」に改め、同項第十三号中「以下この号に」を「ロに」に改め、同号ロ中「第三十八条の四第二十五項各号」を「第三十八条の四第二十三項各号」に改め、同号に次のように加える。

ハ　国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡をした時において法第六十二条の三第七項に規定する地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域（以下この項及び第十項において「地すべり防止区域等」という。）内にあるものでないことを明らかにする書類

第二十一条の十九第二項第十四号中「以下この号に」を「ロに」に改め、同号に次のように加える。

ニ　国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡をした時において地すべり防止区域等内にあるものでないことを明らかにする書類

第二十一条の十九第二項第十五号中「以下この号に」を「ロに」に改め、同号に次のように加える。

ニ　国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類で、当該譲渡に係る土地等が当該譲渡をした時において地すべり防止区域等内にあるものでないことを明らかにする書類

第二十一条の十九第二項第十六号中「以下この号に」を「ロに」に改め、同条第十七項中「第三十八条の四第四十四項」を「第三十八条の四第四十二項」に改め、同項第一号中「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同号イ⑵中「第三十八条の四第三十七項及び第三十八項」を「第三十八条の四第三十五項及び第三十六項」に、「同条第三十七項」を「同条第三十五項」に改め、同号ロ中「第三十八条の四第三十四項から第三十六項まで」を「第三十八条の四第三十二項から第三十四項まで」に、「第三十八条の四第三十四項に」を「第三十八条の四第三十二項に」に、「同条第三十六項」を「同条第三十四項」に、「第六十二条の三第九項」を「第六十二条の三第十項」に改め、同項第二号ハ中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第六十二条の三第十一項」を「第六十二条の三第十二項」に、「第九項各号」を「第十項各号」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同項第三号中「第三十八条の四第四十一項」を「第三十八条の四第四十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十六項中「第三十八条の四第三十六項」を「第三十八条の四第三十四項」に、「同条第四十四項」を「同条第四十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十四項中「第六十二条の三第八項」を「第六十二条の三第九項」に、「第三十八条の四第三十四項」を「第三十八条の四第三十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項中「第三十八条の四第三十